

受診から請求までは
3step!

① 国の省エネ診断を受診

② 補助金の申請

③ 補助金の請求



横浜市省エネ診断支援補助金

補助額

補助
上限額

50,000円

補助率

10/10

(消費税額は除く)

対象事業

国の省エネルギー診断の受診費用(事業者の自己負担分)を補助

【対象の診断】

一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般財団法人省エネルギーセンター
*ウォークスルー診断 *IT診断 *伴走支援	*省エネ最適化診断 *ステップアップ診断

対象者

- (1)市内に事業所を有する中小企業者
- (2)会社法上の会社に該当しない、市内に事業所を有する事業者

受付期間

令和8年4月22日(水) ~ 令和9年3月1日(月)

横浜市経済局中小企業振興課

☎045-671-4236 ✉ke-sengen@city.yokohama.lg.jp

横浜市 省エネ診断支援補助金

検索



国の省エネ診断を受診

対象となる診断を受診してください。

一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般財団法人省エネルギーセンター
*ウォークスルー診断 *IT診断 *伴走支援  ▲詳細・申込	*省エネ最適化診断 *ステップアップ診断  ▲詳細・申込

補助金の申請

省エネ診断を受診後に申請してください。

▼申請フォーム



「省エネ診断報告書」と「領収書など」が発行されましたら、横浜市電子申請システムから申請してください。

- ※各年度の申請は、原則1事業者1回とします。複数事業所分を合算して申請する場合は、すべての事業所の診断が終わってから申請してください。
- ※横浜市電子申請システムを利用したことがない方は、新規登録が必要です。
- ※申請の前に申請フォームに添付している「募集案内」をご確認ください。

募集期間: 令和8年4月22日(水)～令和9年3月1日(月)

横浜市: 申請書類の審査【概ね2週間～3週間程度】

審査後、交付決定兼額確定通知書を発送いたします。

補助金の請求

交付決定兼額確定通知書が届いたら、補助金の請求をしてください。

横浜市: 補助金の振込【概ね1カ月程度】

ご指定の口座へ補助金が振込まれます。

- (1) 「脱炭素取組宣言」確認書、又は宣言書
- (2) 省エネ診断費用の支払いを証する書類
- (3) 省エネ診断結果の報告書の写し
- (4) 補助対象事業所を市内に有することを証する書類の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

すでに
8,000事業者が宣言!



横浜市省エネ診断支援補助金のお申込みには
脱炭素取組宣言が必要です。

- 宣言は横浜市Webサイトからすぐに宣言できます! ※3～5分程度
- 脱炭素に関する様々な情報をお届けします!

宣言はこちら

